ASBJ

第 577 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(4)-4
日付	2026 年 5 月 28 日

プロジェクト	金融商品の分類及び測定に関する会計基準の開発
項目	第 256 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 256 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 25 日開催）において、複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブの取扱い及び SPPI 要件に基づくアプローチの採用に関する ASBJ 事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブの取扱いに関する事項

2. 事務局の分析に異論はない。

3. 金融商品会計基準等における組込デリバティブに関する区分処理の定めを維持しつつ、企業の選択により複合金融商品全体を FVPL で測定することを認めることがよいと考える。

4. 銀行においては、リスク管理の観点から組込デリバティブを区分して管理していることが多いと考えられるため、資料(3)-1 第 18 項の組込デリバティブに関する区分経理の定めを維持することがよいと考える。

5. 投資家の観点から、仕組債といった複合金融商品について組込デリバティブを区分せずに一体として会計処理することに利点があると考えられるものの、仮に IFRS 会計基準のアプローチを取り入れる場合には、組込デリバティブの区分処理の定めを容認規定とすることを検討いただきたい。

6. 金融商品会計基準等における組込デリバティブに関する区分処理の定めを維持した場合には、企業の内部管理によって複合金融商品を一体として処理するか又は組込デリバティブを区分処理するかが異なってくると考えられる。このため、事業モデル及び SPPI 要件に基づく IFRS 第 9 号の分類アプローチを取り入れるかどうかを検討するにあたり、どのようなストラクチャリングが生じ得るかについても検討することがよいと考える。

7. 一般論として、複数のものが一体として機能する場合には区分処理しないことが合理的であるものの、別々に機能するものを一体処理した場合には情報の欠落が発生するため、

有益な情報を提供できないという懸念が生じる。これに関連し、IFRS 会計基準では混合契約全体に分類アプローチを適用することで当該混合契約の将来キャッシュ・フローに関する情報をより忠実に描写するとしている一方、日本基準では主契約である金融資産と組み込まれたデリバティブを区分処理することが経済的な実態をより忠実に表現するとしている。これは事実認識の問題であると考えられるため、どちらの観点から検討を進めるかについて整理することがよいと考える。

（その他）

8. 組込デリバティブの取扱いに関連し、本プロジェクトのフェーズ 2 においてデリバティブの定義を検討対象とするかどうかについて確認したい。

SPPI 要件に基づくアプローチの採用

（判断が必要となる領域を相対的に小さくする対応について）

全般的な事項

9. 案 1 を採用した場合には、根本的な考え方が構築されることになると考える。他方、案 2 を採用した場合には、個別の定めを前提に会計処理について判断を要する場合があると考えられることから、財務諸表作成者及び監査人の観点からは根本的な考え方を理解できるような会計基準とすることが望ましいと考える。

案 1 を支持する意見

10. IFRS 第 9 号「金融商品」の SPPI 要件に関する定め（ガイダンスを含む。）をすべて取り入れるとする案 1 がよいと考える。金融資産ごとに個別の定めを設けるとする案 2 については、網羅性に関する課題や基準を適用する上での実務負荷を懸念している。

案 2 を支持する意見

11. 日本会計基準を採用している銀行の観点からは、SPPI 要件の複雑性に対する懸念及び現行実務を継続できると考えられることから案 2 がよいと考える。

12. SPPI 要件の判定の難しさを懸念しており、また新基準への移行しやすさの観点からは、組込デリバティブの区分処理と組み合わせつつ従来の体系と親和性が高い案 2 がよいと考える。ただし、減損に関する定めとの不整合が生じる可能性があると考えられるため、何らかの手当てについても金融資産ごとに検討していくことが考えられる。

13. 負債性金融商品と資本性金融商品の区分について、現行の金融商品会計基準等における金融商品の法的形態を基礎とする枠組みを維持することとの整合性の観点から案 2 がよいと考える。

以　上